

**第 3 次山梨市役所地球温暖化対策実行計画  
(事務事業編)**

平成 30 年 4 月  
(令和 5 年 3 月 改定)  
山 梨 市

# 目 次

## 第1章 実行計画策定の背景

- 1 これまでの市の取組 . . . . . 1

## 第2章 計画の基本的事項

- 1 計画の目的 . . . . . 2
- 2 計画の位置づけ . . . . . 3
- 3 計画の期間 . . . . . 4
- 4 計画の対象とする事務及び事業 . . . . . 4
- 5 対象とする温室効果ガス . . . . . 4

## 第3章 温室効果ガスの排出状況

- 1 基準年における温室効果ガス総排出量および種類別の温室効果ガスの排出状況 . . . 5
- 2 排出源となる活動種類別の温室効果ガスの排出状況 . . . . . 6
- 3 施設用途・事業分類別の温室効果ガスの排出状況 . . . . . 7

## 第4章 温室効果ガス排出量の削減目標

- 1 削減目標の設定 . . . . . 8

## 第5章 取組項目

- 1 計画改定に先立つ率先的取組 . . . . . 9
- 2 目標達成に向けた取組 . . . . . 12

## 第6章 計画の推進・点検・評価

- 1 推進・点検・評価体制 . . . . . 15
- 2 計画の進行管理 . . . . . 16

## 【参考資料】

- 対象施設・主管課一覧表 . . . . . 17

# 第1章 実行計画改定の背景

## 1 これまでの市の取組

本市ではこれまで、「山梨市役所地球温暖化対策実行計画」（平成20（2008）年3月）、「第2次山梨市役所地球温暖化対策実行計画」（平成25（2013）年3月）を策定し、温室効果ガス排出量の削減に取り組んできました。また、平成29（2017）年3月に改定を行った「第2次山梨市環境基本計画」内に個別計画として「山梨市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、市域の温室効果ガスの排出抑制などを行うための施策に関する事項を定め、取り組みを実施しています。

前計画である「第2次山梨市役所地球温暖化対策実行計画」では、市の事務事業において平成29（2017）年度までに二酸化炭素排出量を平成22年度比で10%以上削減することを目標とし、温室効果ガスの中で特に二酸化炭素排出量の削減に取り組みました。

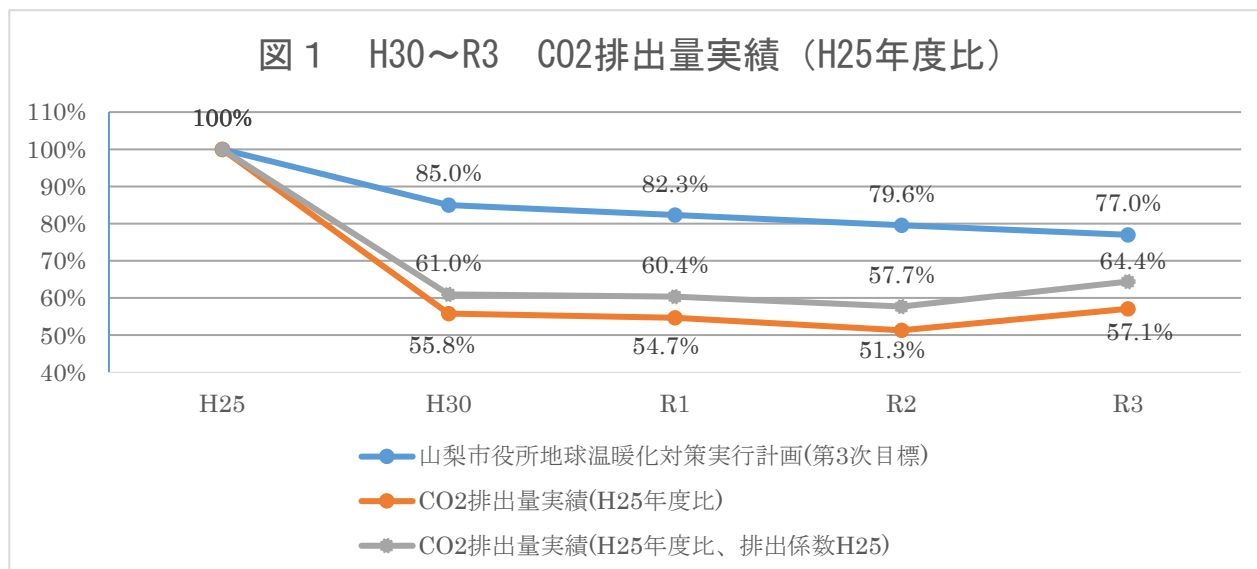
平成30（2018）年度には、更なる温室効果ガスの削減を目指し、平成25（2013）年度からの温室効果ガス排出量を令和12（2030）年度までに40%削減することを目標とした本計画が策定されました。引き続き、公共施設での省エネルギー対策、再生可能エネルギー設備の導入、公用車へのエコカーの導入、ごみの減量化、リサイクルの推進などにより、二酸化炭素を中心とした温室効果ガスの削減に取り組んでいます。

表1 「第3次山梨市役所地球温暖化対策実行計画」に基づく  
平成30～令和3年度二酸化炭素排出量実績（平成25年比）

	H25	H30	R1	R2	R3
削減目標	100%	85.0%	82.3%	79.6%	77.0%
CO2排出量実績 (平成25年比)	10,636	5,939	5,820	5,456	6,067
		55.8%	54.7%	51.3%	57.1%
CO2排出量実績 (平成25年比、 排出係数H25)		6,486	6,424	6,133	6,849
		61.0%	60.4%	57.7%	64.4%

(t-CO2)

図1 H30～R3 CO2排出量実績（H25年度比）



## 第2章 計画の基本的事項

### 1 計画の目的

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（温対法）第21条第1項に基づき、地方公共団体実行計画を策定するものであり、市の事務および事業に関し、公共施設などでの徹底した省エネルギー、再生可能エネルギーの最大限導入、エコドライブなどに積極的に取り組むことにより、温室効果ガスの排出削減に取り組むことを目的としております。

また、本計画に基づく様々な取り組みについて、市民・事業者の模範となることで、市民・事業者の自主的・積極的な行動を促進することを目的とします。

参考：地球温暖化対策の推進に関する法律 第二十一条（平成二十八年五月二十七日改正）

（地方公共団体実行計画等）

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3～7（略）

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

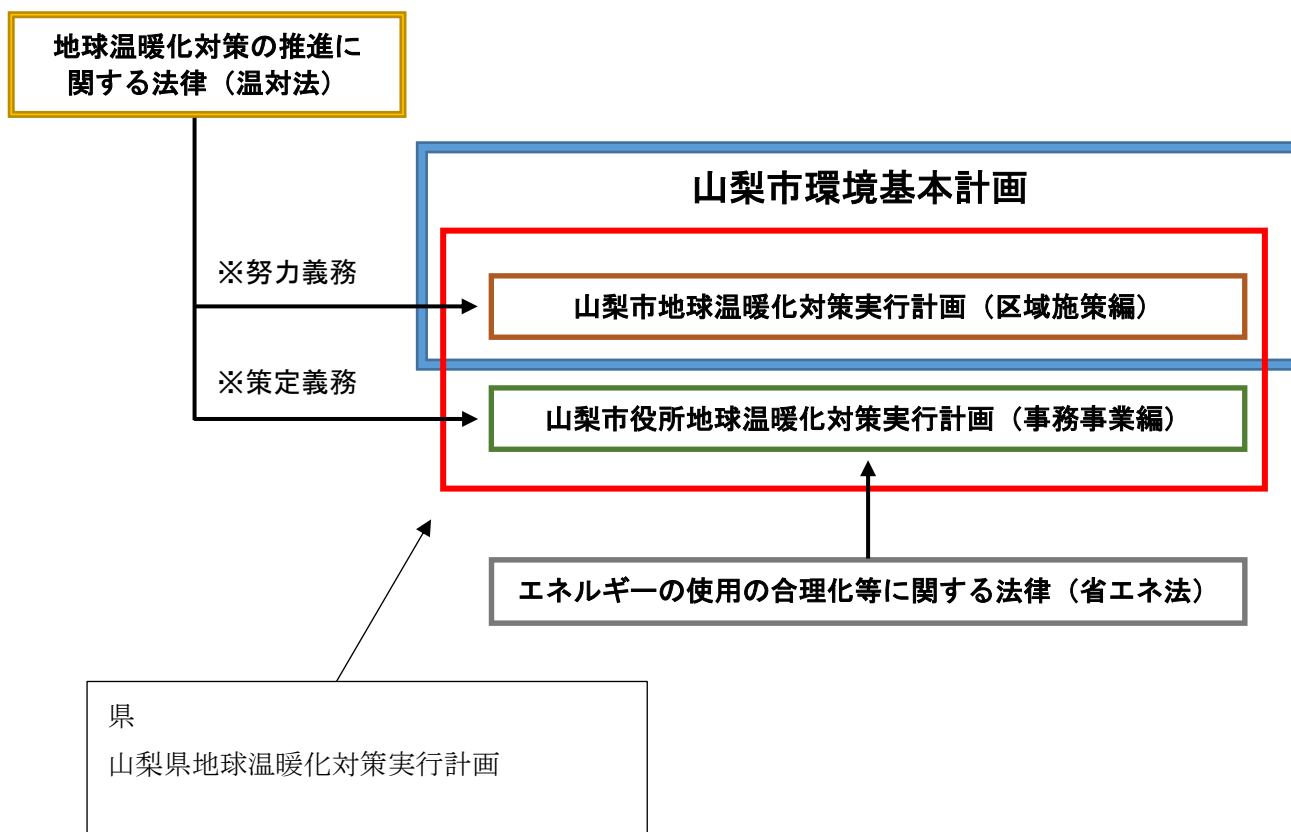
9 第五項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、「温対法」第21条に基づき、市の事務および事業に伴い排出された温室効果ガスを削減するための計画になります。上位計画である「山梨市環境基本計画」および「山梨市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」と整合・連携を図った計画とします。

図2 本計画の位置付け



### 3 計画の期間

計画期間は、国の「地球温暖化対策計画」に合わせ、平成 30 (2018) 年度から令和 12 (2030) 年度までの 13 年間を計画期間とします。

第 3 次計画では、ごみ処理に伴う排出を除いた事務事業として策定しました。

ただし、地球温暖化対策に関する国際的な動向、国の「地球温暖化対策計画」の進捗状況、目標の達成状況などにより、必要に応じて見直し・改定を行うこととします。

### 4 基準年度

国の「地球温暖化対策計画」において、温室効果ガスの排出を「令和 12 (2030) 年度に平成 25 (2013) 年度比で 46.0%削減」との目標が掲げられました。

### 5 計画の対象とする事務及び事業

この計画の対象範囲は以下のとおりとします。

- ・対象事業：市が行う全ての事務および事業
- ・対象施設：市が所有する公共施設（参考資料として 17 ページ「対象所管課・施設一覧」を添付）

### 6 対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、温対法で定める 7 種類のうち、市の事務および事業により排出される「二酸化炭素 (CO2)」「メタン (CH4)」「一酸化二窒素 (N2O)」「ハイドロフルオロカーボン (HFC)」の 4 種類とします。

表 2 温室効果ガスと主な発生源

ガス種類	主な発生源・算定対象活動
①二酸化炭素 (CO2)	電気の使用、燃料（ガソリン・軽油・LPガス・灯油・A重油など）の使用、一般廃棄物の焼却
②メタン (CH4)	ガス機関・家庭用機器での燃料の使用、自動車の走行、一般廃棄物の焼却、し尿処理場でのし尿の処理、浄化槽によるし尿・雑排水の処理
③一酸化二窒素 (N2O)	
④ハイドロフルオロカーボン (HFC)	自動車用エアコンディショナーの使用

### 第3章 基準年度における温室効果ガスの排出状況

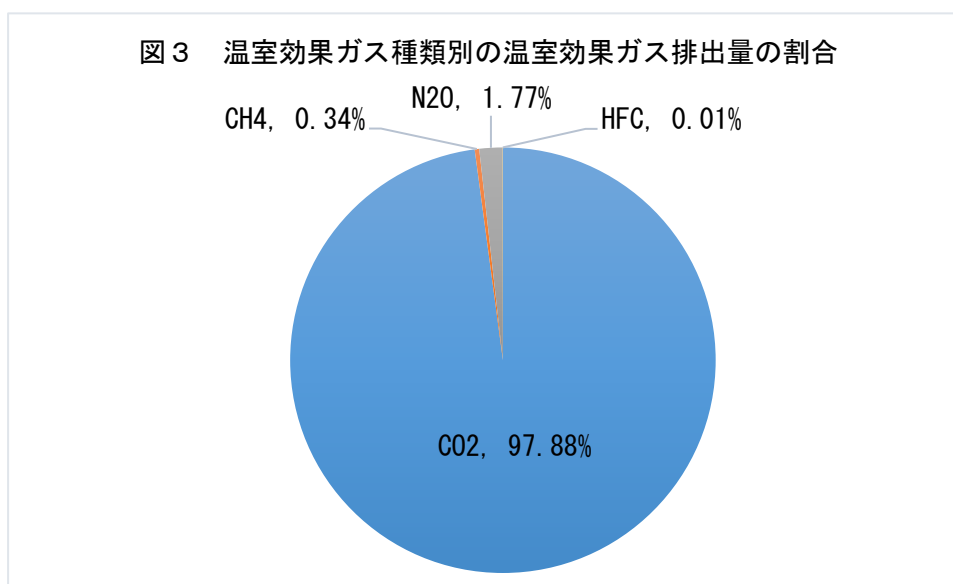
#### 1 基準年における温室効果ガス総排出量および種類別の温室効果ガスの排出状況

基準年度である平成25（2013）年度における各温室効果ガス排出量および温室効果ガス排出量の総量に占める割合は以下のとおりです。本市の事務事業から排出される温室効果ガスについては、約98%が二酸化炭素で占められています。

表3 温室効果ガス種類別の排出量および割合

温室効果ガスの種類	温暖化係数（※）	温室効果ガス排出量（t-CO2）	割合（%）
二酸化炭素（CO2）	1	10,725.65	97.88
メタン（CH4）	25	37.38	0.34
一酸化二窒素（N2O）	298	193.64	1.77
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	1,430	1.47	0.01
合計	—	10,958	100.00

※各温室効果ガス排出量を t-CO2 を単位とする量で表すための二酸化炭素を1とした係数



## 2 排出源となる活動種類別の温室効果ガスの排出状況

本市の事務事業から排出される温室効果ガスの排出源となる活動について、基準年度（平成 25（2013）年度）における活動種類ごとの温室効果ガス排出量およびその割合は以下のとおりです。

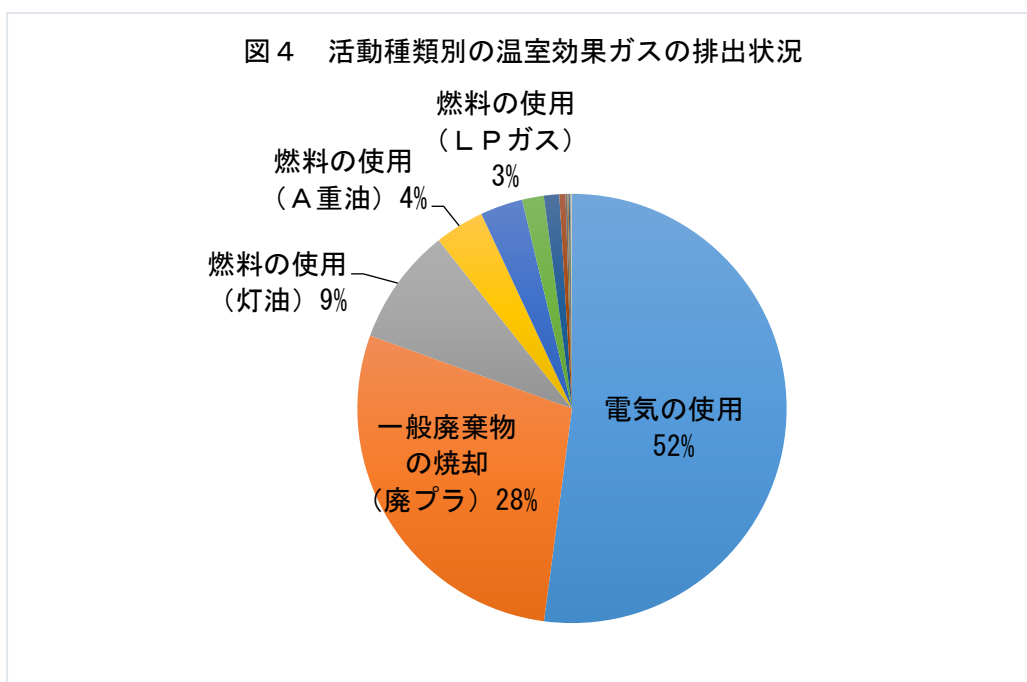
活動種類別の比率は、電気の使用による二酸化炭素排出量が 50%以上を占め、次いで一般廃棄物の焼却（廃プラ）による二酸化炭素排出量が約 28%、燃料の使用（灯油）による二酸化炭素排出量が約 9%となっています。

表 4 排出源となる活動種類別の温室効果ガスの排出状況

温室効果ガスの種類	活動種類		温室効果ガス 排出量 (t-CO2)	温室効果ガス 総排出量に 占める割合 (%)
エネルギー起源 二酸化炭素 (CO2)	電気の使用		5,707.4	52.08
	燃料の使用	灯油	966.2	8.82
		A重油	408.3	3.73
		LPガス	350.9	3.20
	公用車	ガソリン	126.7	1.16
		軽油	51.0	0.46
非エネルギー起源 二酸化炭素 (CO2)	一般廃棄物の焼却（廃プラ）		3,115.2	28.43
メタン (CH4)	燃料の使用	灯油	0.769	0.01
		LPガス	1.563	0.01
	公用車		0.282	0.003
	一般廃棄物の焼却		15.8	0.14
	下水の処理	し尿	9.03	0.08
		浄化槽	9.94	0.09
一酸化二窒素 (N2O)	燃料の使用	灯油	0.550	0.01
		LPガス	0.274	0.003
	公用車		6.25	0.06
	一般廃棄物の焼却		179.3	1.64
	下水の処理	し尿	2.64	0.02
		浄化槽	4.62	0.04
ハイドロフルオロ カーボン (HFC)	公用車のエアー コンディショナーの使用		1.473	0.01
温室効果ガス総排出量			10,958	—



図4 活動種類別の温室効果ガスの排出状況



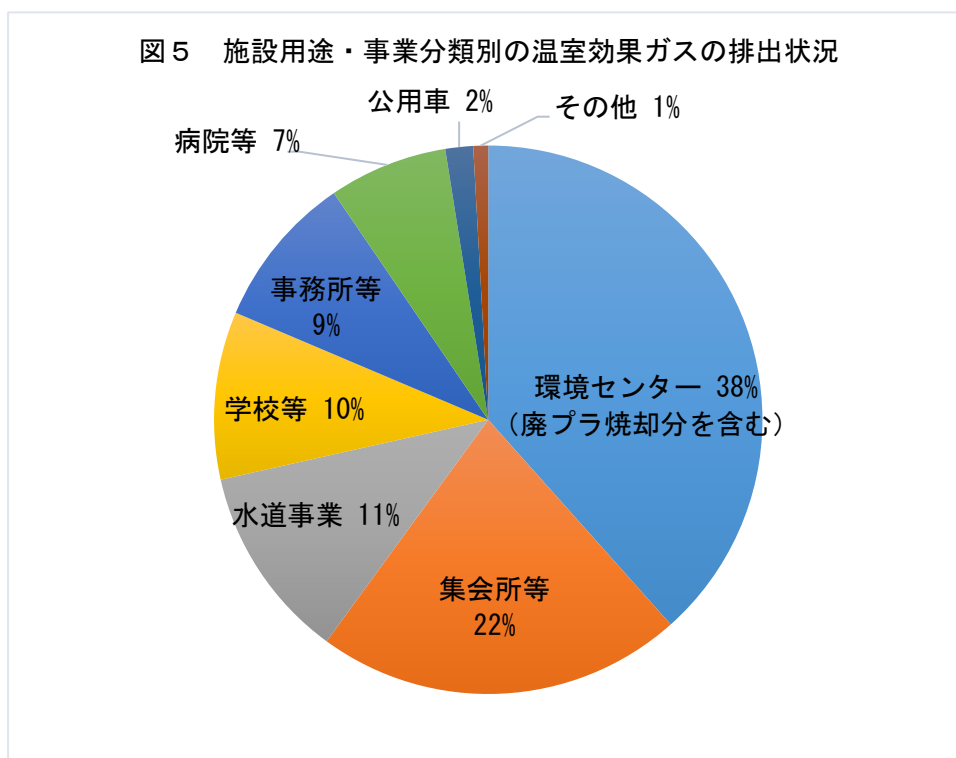
### 3 施設用途・事業分類別の温室効果ガスの排出状況

施設用途・事業分類別の温室効果ガスの排出状況について、基準年度（平成25（2013）年度）における温室効果ガスの排出割合は以下のとおりです。

一般廃棄物の焼却（廃プラ）による二酸化炭素排出量を含む環境センターからの温室効果ガス排出量が約40%を占め、次いで集会所等による温室効果ガス排出量が約22%、水道事業による温室効果ガスが約11%となっています。

※施設用途分類における対象施設については17ページ「対象所管課・施設一覧」を参照

図5 施設用途・事業分類別の温室効果ガスの排出状況



## 第4章 温室効果ガス排出量の削減目標

### 1 削減目標の設定

#### 削減目標

国の「地球温暖化対策計画」に基づき、地方公共団体が含まれる「業務その他部門」の削減目標である、基準年度（平成 25（2013）年度）からの温室効果ガス排出量を令和 12（2030）年度までに 51%削減することを目標とします。

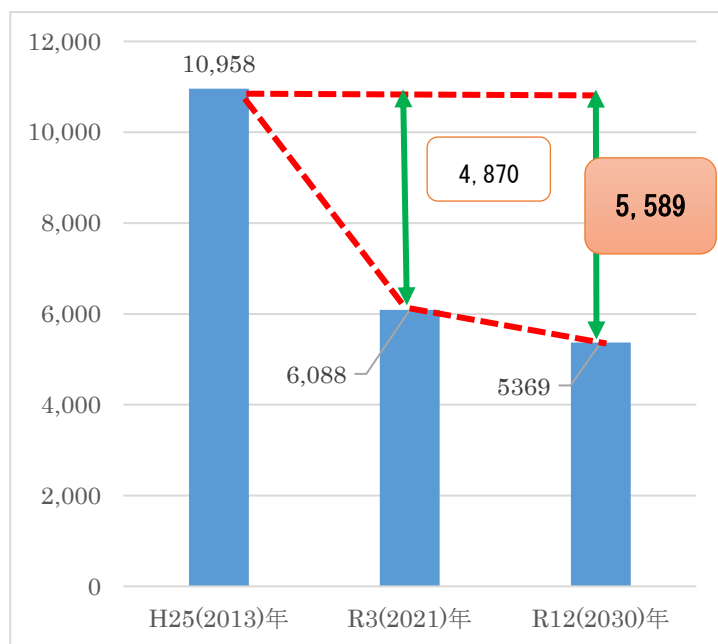
表5 基準年度（平成 25（2013）年度）排出量に基づく削減目標

	基準年度 実績値 （平成 25（2013）年度）	令和 3（2021）年度 実績値	令和 12（2030）年度 削減目標
温室効果ガス 排出量	10,958	6,088	5,369
温室効果ガス 削減量（%）	—	44.4	51
温室効果ガス 削減量	—	4,870	5,589

(t-CO2)

図6 温室効果ガス排出量の削減目標

(t-CO2)



- ⇒公共施設での省エネルギー対策
  - ⇒設備機器の省エネ改修
  - ⇒公用車運転時のエコドライブ
  - ⇒EV車の導入
  - ⇒再生可能エネルギー設備機器の導入
  - ⇒水道設備の省エネ改修
  - ⇒ごみの減量化・リサイクルの徹底
- etc

## 第5章 取組項目

### 1 計画改定に先立つ率先的取組

#### (1) 三富庁舎非常用太陽光発電＋蓄電池設備

平成 26 (2014) 年度に県のグリーンニューディール基金事業を活用し、三富庁舎に 10kW の太陽光発電設備と 15kWh の蓄電池を組み合わせた非常用発電設備を導入しました。これにより、三富庁舎の電気使用量削減につながり、CO2 排出量も削減できました。

表 6 三富庁舎電気使用量・料金および二酸化炭素排出量

	H25	H30	R1	R2	R3
電気使用量 (kWh)	64,031	58,945	59,329	48,631	52,610
CO2 排出係数	0.525	0.475	0.468	0.457	0.447
CO2 排出量 (t-CO2)	33.616	27.999	27.766	22.224	23.517
排出係数基準年度 (H25) 固定 CO2 排出量 (t-CO2)	33.616	30.946	31.148	25.531	27.620
(参考) 年間電気料金	¥1,642,669	¥1,265,349	¥1,265,795	¥1,043,634	¥1,047,196

**電気使用量：基準年度より約 11,421kWh 削減**

**CO2 排出量：基準年度より約 10.1t-CO2 削減**

**排出係数基準年度 (H25) 固定 CO2 排出量：約 6.0 t-CO2 削減**

#### (2) 電気自動車活用事例創発事業による電気自動車無償貸与 (3 年間)

日産自動車株式会社が電気自動車ならではの利活用方法を提案した市町村に対し、3 年間の無償貸与を行う事業より、三富支所に電気自動車を配備しました。

三富地域住民を対象とした介護サービスの送迎などを中心に支所業務で活用し、ガソリン使用量の大幅削減につながり、CO2 排出量も削減できました。貸与期間は平成 28 年 3 月～平成 31 年 2 月までです。

表 7 三富支所ガソリン使用量・ガソリン代および二酸化炭素排出量

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
ガソリン使用量 (ℓ)	2,077	2,044	1,708	723	900	1,217
CO2 排出量 (t-CO2)	4.822	4.745	3.965	1.679	2.089	2.825
(参考) ガソリン代	¥324,172	¥321,514	¥229,913	¥89,623	¥120,838	¥173,566

**ガソリン使用量：基準年度より約 1,130 ℓ 削減 (3 年間平均)**

**CO2 排出量：基準年度より約 2.6 t-CO2 削減 (3 年間平均)**

※3 年間無償貸与 (普通充電設備、スタッドレスタイヤなどは市負担)

※無償貸与終了後は買い上げ、管財課の公用車として使用しています。

### (3) 市立産婦人科医院地中熱ヒートポンプシステム

平成 29 年 6 月にオープンした全国初の公設民営有床産婦人科医院となる「市立産婦人科医院」の建設にあたり、二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金により地下水熱を利用した地中熱ヒートポンプシステムを空調等に導入し、二酸化炭素排出量の抑制を図っています。

また、空気中の水滴を直接除去する「デシカント空調機」を採用したことで、湿度コントロールの際に発生するエネルギーロスを抑制しています。

表 8 市立産婦人科電気使用量および二酸化炭素排出量

	H29	H30	R1	R2	R3
電気使用量 (kWh)	218,115	257,042	179,435	287,439	257,146
CO2 排出量 (当該方式) (t-CO2) 「A」	126.289	154.617	103.893	166.427	148.888
CO2 排出量 (一般的な空調) (t-CO2) 「B」	239.701	232.997	139.623	237.850	235.546
CO2 削減量 「B」 - 「A」 (t-CO2)	113.412	78.380	35.730	71.423	86.658

※令和元年度はデータロガー故障期間 (約 2800 時間) が計算に含まれていません。

### (4) 地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業による本庁舎空調・照明設備の更新

本庁舎において、重油炊きボイラーと吸収冷温水機による空調設備及び直管蛍光灯による照明設備は、使用年数が 27 年を経過し、設備の老朽化から様々な省エネ施策を講じているにもかかわらず、エネルギーの使用量は増加の傾向にありました。

本事業により、平成 28 年度に実施設計、平成 29 年度に本工事を行い、既存設備から高効率な EHP (※) 式ビル用マルチエアコン及び LED 照明器具に更新し、電気・A 重油使用量の削減および CO2 排出量の削減を図りました。

(※) EHP…電気ヒートポンプ

表 9 本庁舎電気使用量・料金および二酸化炭素排出量

	H25	H30	R1	R2	R3
電気使用量 (kWh)	706,103	720,085	767,929	862,129	898,086
A 重油使用量 (ℓ)	40,000	0	0	0	0
CO2 排出係数	0.525	0.475	0.468	0.457	0.447
電気 CO2 排出量 (t-CO2)	370.704	342.040	359.391	393.993	401.444
A 重油 CO2 排出量 (t-CO2)	108.385	0	0	0	0
合計 CO2 排出量 (t-CO2)	479.089	342.040	359.391	393.993	401.444
(参考) 電気 + A 重油料金	¥21,197,827	¥13,581,207	¥13,958,644	¥12,601,013	¥18,533,351

**CO2 排出量 : 基準年度より約 77.6 t-CO2 削減**

(5) 公共施設一括 LED 化事業

令和4年度より市の保有する公共施設・街路灯などの照明をLED照明に移行する事業が始まりました。令和6年度末までに完了する予定となっています。

**C02 排出量：年間約 850 t-C02 削減（予測）** ※削減効果は令和7年度以降です。

## 2 目標達成に向けた取組

温室効果ガス削減目標の達成のために、以下の（１）～（３）の各取組を推進していきます。

### （１）省エネルギー対策

設備名	取組内容
照明設備	<input type="checkbox"/> 必要箇所のみ点灯する
	<input type="checkbox"/> こまめな消灯を心掛ける
	<input type="checkbox"/> 昼休み時間は消灯する
	<input type="checkbox"/> 消し忘れの防止を徹底する
空調設備	<input type="checkbox"/> 室内気温夏 28 度、冬 20 度を目途に適正に空調を利用する
	<input type="checkbox"/> ブラインド、カーテンなどを使った室内温度を保つ工夫
	<input type="checkbox"/> すだれ、緑のカーテンなどの設置による遮熱対策
	<input type="checkbox"/> 使用していない空間での空調停止
	<input type="checkbox"/> 定期的なフィルターの清掃などの維持管理の適正化
	<input type="checkbox"/> クールビズ、ウォームビズの普及推進
	<input type="checkbox"/> 空調運転開始時間の調整によるピークシフト
熱源設備 (ストーブ・ボイラーなど)	<input type="checkbox"/> 設定温度や使用時間の適正な調整を行う
	<input type="checkbox"/> 機器の維持管理を適正に行う
昇降機（エレベータ）	<input type="checkbox"/> 適正利用と階段利用を励行し、利用の少ない時間では一時停止を行う
事務機器	<input type="checkbox"/> O A 機器は適正使用を心掛ける
	<input type="checkbox"/> 使用しない時間帯では主電源をオフにする
	<input type="checkbox"/> 待機電力をカットする（コンセントを抜く、省電力機能の活用など）
	<input type="checkbox"/> 退庁時の消し忘れを防ぐ
	<input type="checkbox"/> パソコン画面の照度調整を行う
公用車	<input type="checkbox"/> エコドライブを推進する
	<input type="checkbox"/> 遠距離移動の際は公共交通機関を積極的に利用する
	<input type="checkbox"/> 相乗り運転を推進する
	<input type="checkbox"/> 近距離移動の際は自転車を活用する
水道設備	<input type="checkbox"/> 手洗いや洗車などの際は必要最低限の利用とし、節水に努める
	<input type="checkbox"/> 水やりなどは雨水の活用に取り組む
その他	<input type="checkbox"/> 給湯室の給湯器の運転台数を減らす（夏季など）
	<input type="checkbox"/> 公共施設における省エネ診断を実施する
	<input type="checkbox"/> エコチューニングを導入する
	<input type="checkbox"/> 会議を行う際はオンライン会議を積極的に採用する

※上記以外にも「山梨市エネルギー管理規定－管理標準－」を参考に省エネ対策を行う。

(2) 施設の新築・改修、設備機器、公用車の更新

取組項目	取組内容
施設の新築・改修	<input type="checkbox"/> LED照明を導入する
	<input type="checkbox"/> 遮熱性や採光・通風に配慮した構造、技術、部材を採用する
	<input type="checkbox"/> 高効率省エネ設備を導入する
	<input type="checkbox"/> 県産木材を積極的に取り入れる
	<input type="checkbox"/> 再生可能エネルギー（バイオマス・地中熱・太陽光など）設備を導入する
	<input type="checkbox"/> マイクログリッドの導入を検討する
	<input type="checkbox"/> 未利用エネルギーを活用する
	<input type="checkbox"/> 雨水利用、地下浸透に配慮した設備などを導入する
	<input type="checkbox"/> 施設用地などの緑化に努める
	<input type="checkbox"/> BEMS（Building Energy Management System）を導入する
	<input type="checkbox"/> ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の実現を検討する
設備機器の更新	<input type="checkbox"/> 屋内照明、街路灯、防犯灯などをLED照明に更新する
	<input type="checkbox"/> 照明設備への調光制御、人感センサーなどを導入する
	<input type="checkbox"/> 熱源、空調、水道設備などを高効率省エネ設備へ更新する
	<input type="checkbox"/> 高効率省エネ設備の機器選定の際、L2-Tech 認定製品、ASSET リストなどの省エネ性能・環境性能の高い設備機器を積極的に採用する
	<input type="checkbox"/> 熱源、空調、水道設備などにインバータ制御システムを導入する
	<input type="checkbox"/> BEMS（Building Energy Management System）を導入する
	<input type="checkbox"/> デマンド制御システムを導入する
	<input type="checkbox"/> ESCO 事業、バルクリースなどの省エネルギー設備機器リースの活用を検討する
	<input type="checkbox"/> 設備の部品交換、チューニングなどの改修を行う
公用車の更新	<input type="checkbox"/> 車両の新規購入・更新の際、エコカー（HV・PHV・EV・FCV など）を積極的に採用する
	<input type="checkbox"/> 急速充電機の導入を検討する

(3) 間接的な取組

取組項目	取組内容
ごみ減量・リサイクル	<input type="checkbox"/> 徹底した分別によるごみの減量化を図る
	<input type="checkbox"/> 両面印刷、両面コピー、片面使用済み用紙の活用の徹底
	<input type="checkbox"/> 5R（リデュース・リユース・リペア・リサイクル・リフューズ）の推進を図る
	<input type="checkbox"/> マイハシ、マイバッグ、マイボトルの利用を推進する
	<input type="checkbox"/> イベント開催時にリユース食器または代替プラスチック製品を利用する
工事・契約・物品購入など	<input type="checkbox"/> 「山梨市グリーン購入調達方針」に基づき、環境負荷の少ない製品やサービスを積極的に選択する
	<input type="checkbox"/> 公共工事の際の原材料などの調達、また廃棄の際に、県の「再生資材利用基準」に従い、できる限り環境への負荷が少ない公共工事を行う
	<input type="checkbox"/> 「建設副産物処理基準」に従い、できる限り環境への負荷が少ない公共工事を行う
	<input type="checkbox"/> 製品やサービスを調達する際に、環境配慮契約法に基づくグリーン契約の推進を図る
職員意識の向上促進	<input type="checkbox"/> 省エネ、節電、ごみ減量化、リサイクルなどの職員研修会を実施する
	<input type="checkbox"/> 庁内LANを活用し、温暖化対策情報の提供を行う
	<input type="checkbox"/> エコ通勤、ノー残業デーなどを推進する
	<input type="checkbox"/> 国、県などが主催するセミナー、説明会、研修などの開催情報を提供し、受講を推進する
	<input type="checkbox"/> 国・県の地球温暖化対策、省エネに関する補助金情報を提供する
	<input type="checkbox"/> 「COOL CHOICE」チェックシートを用いて市職員の温暖化対策意識の向上を図る



## 第6章 計画の推進・点検・評価

### 1 推進・点検・評価体制

実行計画の着実な推進と継続的な改善を図るため、推進・点検・評価体制に係る組織と役割は以下に示すとおりとします。

#### (1) 山梨市役所地球温暖化対策推進委員会

副市長、教育長、課長の職にある者をもって組織します。

①計画全般の進行管理、評価・見直しなどを行う

②計画全般の事項を所掌し、方針の決定を行う

#### (2) 温暖化対策員

課ごとに温暖化対策員を選任します。施設の管理・運営を行っている課、また温暖化対策に関連する業務を行っている課については、必要に応じて複数名を選任することとします。

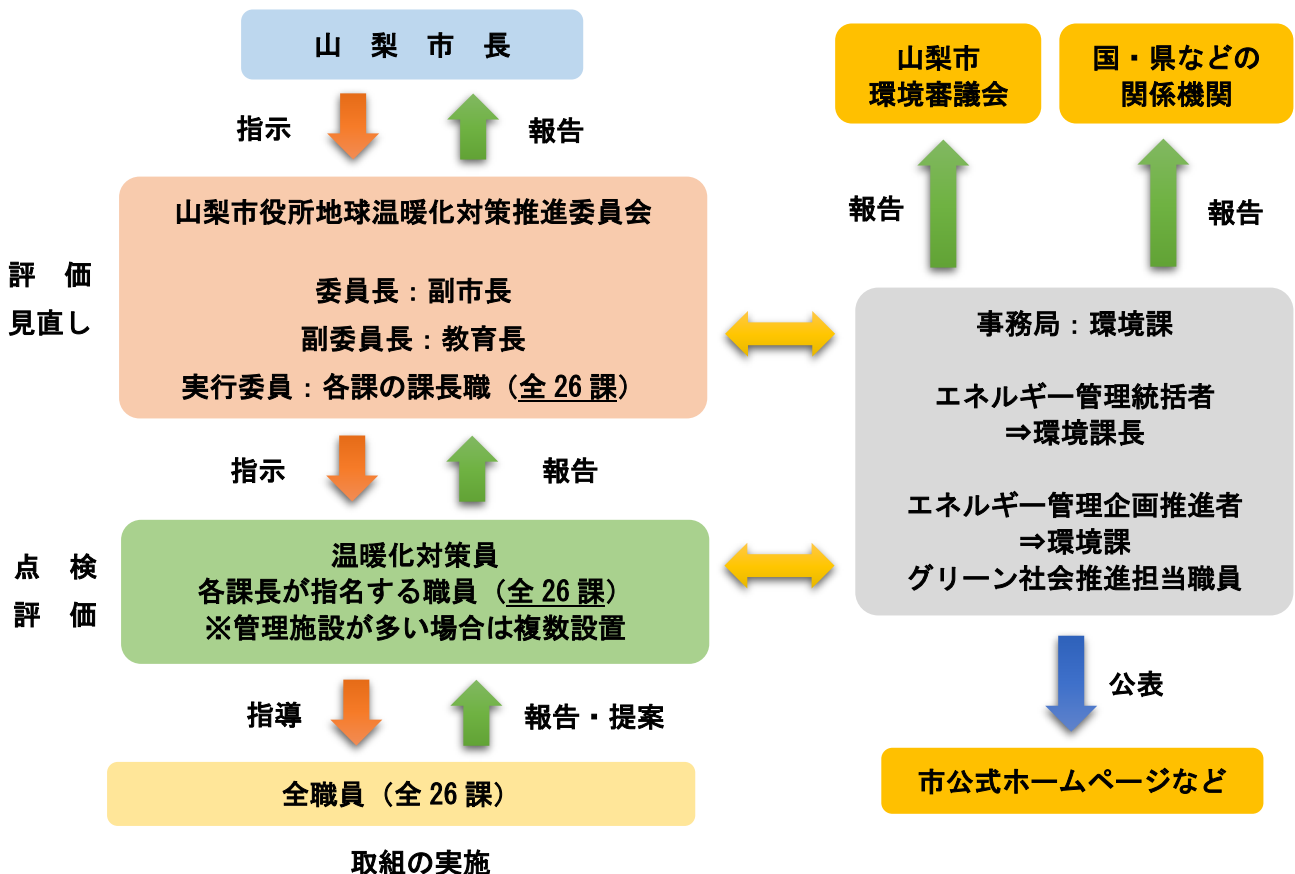
①計画を推進するため、所属職員に対して自覚を促すよう啓発に努める

②エネルギー使用量や取組状況などの点検・評価を行い、指導・改善に当たる

#### (3) 事務局

事務局は環境課とし、計画の推進に関する庶務を行います。また、省エネ法への対応のため、エネルギー管理統括者を環境課長、エネルギー管理企画推進者を環境課グリーン社会推進担当の職員とします。

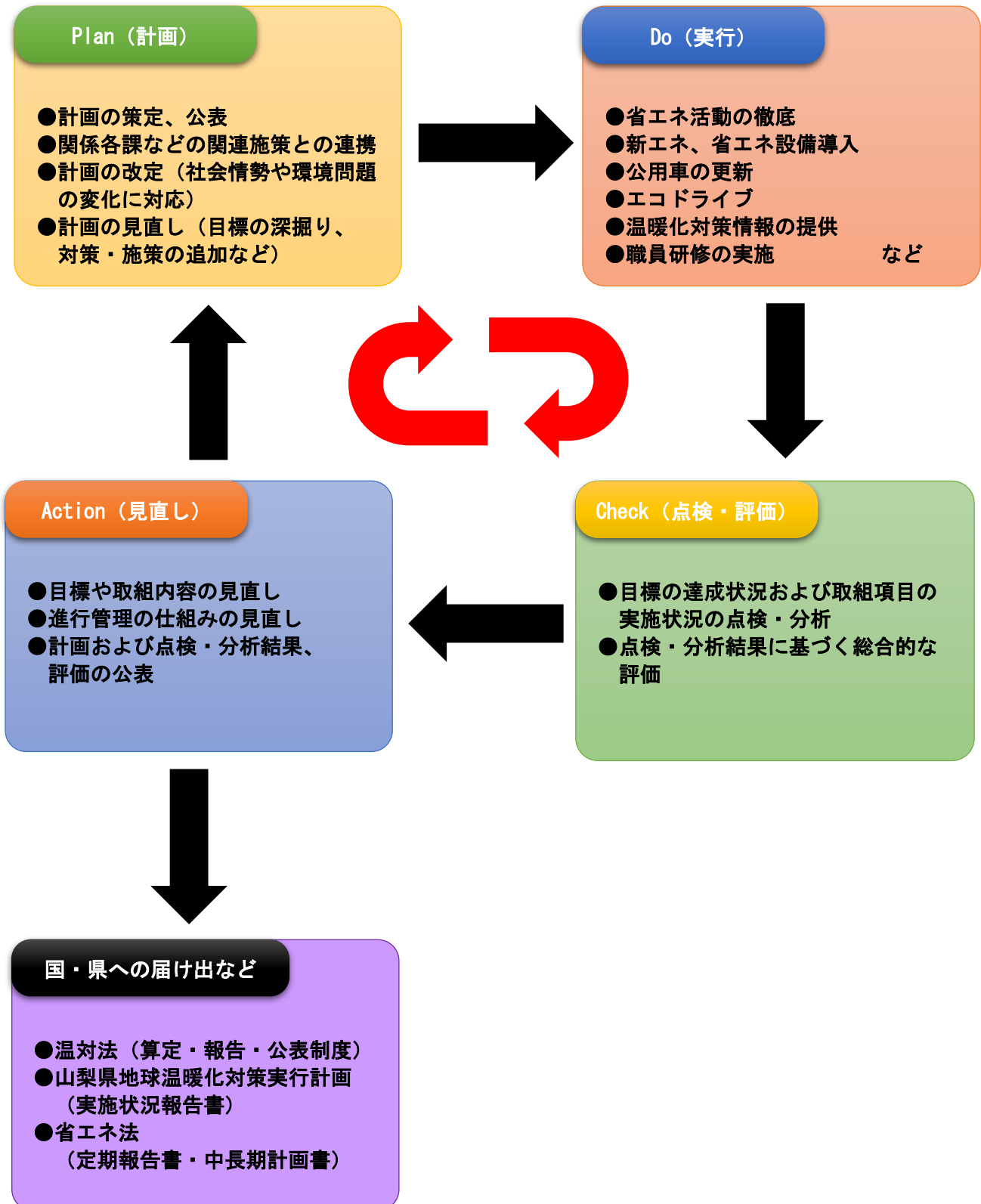
図7 推進・点検・評価体制



## 2 計画の進行管理

本計画の進行管理は、以下のPDCAサイクル「Plan（計画）」「Do（実行）」「Check（点検・評価）」「Action（見直し）」に従って、温室効果ガス排出量の削減を図ります。

図8 計画の進行管理（PDCAサイクル）



【参考資料】対象施設・主管課一覧表

用途分類	施設主管課	施設名
事務所等	財政課	情報通信センター
	管財課	本庁舎
	地域資源開発課	街の駅やまなし
	生涯学習課	加納岩公民館、日下部公民館、八幡公民館、山梨公民館、日川公民館、後屋敷公民館、岩手公民館
	牧丘支所	牧丘庁舎、牧丘町コミュニティセンター
	牧丘教育事務所	中牧多目的集会施設、西保多目的集会施設
	三富支所	三富庁舎
	三富教育事務所	三富基幹集落センター、三富公民館川浦分館
学校等	子育て支援課	八日市場保育園、八幡保育園、山梨保育園、後屋敷保育園、岩手保育園、窪平保育園、杣口保育園（休園）、倉科保育園（休園）、西保保育園（休園）、加納岩児童センター、日下部児童センター、山梨児童センター、笛川学童クラブ、日川学童クラブ
	管財課	三富保育園（廃園）、市川保育園（廃園）、旧牧丘第二小学校、旧牧丘第三小学校、旧三富小学校
	学校教育課	つつじ幼稚園、加納岩小学校、日下部小学校、後屋敷小学校、日川小学校、山梨小学校、八幡小学校、岩手小学校、笛川小学校、笛川小学校柳平分校（休校）、山梨南中学校、山梨北中学校、笛川中学校、学校給食センター
	生涯学習課	旧堀之内小学校
集会所等	商工労政課	夢わーく山梨、働く婦人の家別館
	都市計画課	万力公園
	観光課	花かげの郷まきおか「花かげの湯」、花かげの郷まきおか「鼓川温泉」、三富温泉休憩施設「みとみ笛吹の湯」、花かげの郷まきおか「道の駅」、三富交流促進センター「道の駅みとみ」、広瀬湖ふるさと記念館（休業中）、旧保険農園ホテルフフ山梨
	農林課	フルーツセンター
	生涯学習課	市民会館・図書館、花かげホール、横溝正史館、根津記念館、市民総合体育館、屋内温水プール、牧丘B&G海洋センター、小原スポーツ広場、八幡スポーツ広場、石原なち子記念体育館、牧丘西保スポーツ広場、三富すももだいらスポーツ広場、三富川浦スポーツ広場、三富徳和スポーツ広場、夜間照明施設（軽スポーツ広場含む）、三枝慶一郎コート
病院等	牧丘教育事務所	乙女高原グリーンロッジ、牧丘郷土文化館
	福祉課	老人健康福祉センター、晴風園
	健康増進課	市立牧丘病院、市立産婦人科医院
水道事業	介護保険課	三富デイサービスセンター、山梨市デイサービスセンター
	水道課	上水道施設、牧丘・三富簡易水道施設

その他	総務課	街路灯（防犯灯）
	環境課	環境センター（ストックヤード）、エコハウスやまなし、BDF製造施設
	観光課	観光案内所、公衆トイレ
	建設課	街路灯（道路灯）、市営住宅
	都市計画課	市営駅前駐車場、駅前公衆便所、駅前夢の実広場（駐輪場）、駅南北自由通路、街路灯、近隣・街区公園
	農林課	水辺公園、天空の畑（市民農園）
	生涯学習課	川浦口留番所